

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現に関する意見書

我が国の地方財政は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税をあわせた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にあります。

このような中、全国の各自治体では、徹底した行財政改革に取り組んでおり、当市でも市民が主役の行政運営と行政のスリム化・効率化を目指した第二次行財政改善推進計画を積極的に進めておりますが、少子・高齢化への対応、地域経済の活性化のほか、目前に迫った市町村合併等、新たな行政課題に直面しており、真の分権型社会を実現するためには、自己決定・自己責任に基づく地方税財政基盤の確立が喫緊の課題となっております。

一方、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲等を含む税源配分のあり方を三位一体で改革することになっておりますが、この改革に当たっては、地方分権改革の残された最大の課題である、国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲等による地方税財源の充実強化が必要不可欠であります。

よって、政府及び国会におかれては、税源移譲を基本とする三位一体改革を早期に実現するため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 基幹税の再配分を基本とする税源移譲等、地方税財源を充実強化すること。
- 2 地方交付税を通じた財源保障機能と財源調整機能は不可欠であることから、これを堅持すること。
- 3 国庫補助負担金の廃止・縮減は、単なる地方への財政負担の転嫁とせず、税源移譲等と一体的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年6月24日

(提出先)内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長